オ　機械設備主任担当技術者については、上記③エ機械設備に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

カ　積算主任担当技術者については、上記③オ積算に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

※　「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月１日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※　「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

⑤　管理技術者及び総合主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係。）にあること。

⑥　管理技術者は、建築士法第２条第２項に規定する一級建築士を配置できること。

⑦　次のアからエまでに示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者（積算を除く。）を配置できること。

ア　平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次のエに示す実績要件（施設の建築工事の完成及び引渡しが完了したものであって、新築又は増築の基本設計及び実施設計に携わったものに限る。ただし、構造分野の主任担当技術者の制震構造又は免震構造の設計業務実績は改修設計の実績も可とする。）を満たす業務において、担当する業務分野（管理技術者の場合は上記③アの分野も含む。）の設計業務実績を有する者であること。また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。

イ　携わった実績については、次のエのうち、管理技術者、総合主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあってはＡの項目、電気設備主任担当技術者にあってはＢの項目、機械設備主任担当技術者にあってはＣの項目に該当する実績を有する者であること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ウ　管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記ア及びイの要件を満たしていなければならない。

エ　実績要件

Ａ　管理技術者、総合主任担当技術者及び構造主任担当技術者

ａ．建物規模、用途及び構造が下記ⅰ）又はⅱ）によるもの

ⅰ）延べ面積（増築の場合は増築面積）が１棟で10,000㎡以上の事務所又は庁舎で構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。

ⅱ）延べ面積（増築の場合は増築面積）が１棟で10,000㎡以上の建物のうち事務室、会議室、研修室又は研究室（実験室は除く。）の合計面積が5,000㎡以上のもので構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。

ｂ．建築階数が地上11階以上のもののうち、国土交通省告示第十五号（平成21年１月７日）における別添二（以下「告示別添二」という。）の四．業務施設、五．商業施設、一二．文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。

ｃ．上記ａ．及びｂ．の設計業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。

ｄ．構造主任担当技術者は上記実績のほか、構造躯体に制振構造又は免震構造を有する鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の設計業務実績（新築、増築又は改修いずれも可。）を有する者であること。なお、建築規模、用途及び階数は問わない。

Ｂ　電気設備主任担当技術者

ａ．建物規模、用途及び工事種目が下記ⅰ）又はⅱ）によるもの

ⅰ）延べ面積（増築の場合は増築面積）が１棟で10,000㎡以上の事務所又は庁舎で工事種目が電灯設備及び火災報知設備を含むもの。

ⅱ）延べ面積（増築の場合は増築面積）が１棟で10,000㎡以上の建物のうち事務室、会議室、研修室又は研究室（実験室は除く。）の合計面積が5,000㎡以上のもので工事種目が電灯設備及び火災報知設備を含むもの。

ｂ．建築階数が地上11階以上のもののうち、告示別添二の四．業務施設、五．商業施設、一二．文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので工事種目に電灯設備及び火災報知設備を含むもの。

ｃ．上記ａ．及びｂ．の設計業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。

Ｃ　機械設備主任担当技術者

ａ．建物規模、用途及び工事種目が下記ⅰ）又はⅱ）によるもの

ⅰ）延べ面積（増築の場合は増築面積）が１棟で10,000㎡以上の事務所又は庁舎で工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの。

ⅱ）延べ面積（増築の場合は増築面積）が１棟で10,000㎡以上の建物のうち事務室、会議室、研修室又は研究室（実験室は除く。）の合計面積が5,000㎡以上のもので工事種目が電灯設備及び火災報知設備を含むもの。

ｂ．建築階数が地上11階以上のもののうち、告示別添二の四．業務施設、五．商業施設、一二．文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの。

ｃ．上記ａ．及びｂ．の設計業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。

⑧　管理技術者、総合主任担当技術者、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者の手持業務について、事業契約締結以降、実施設計終了までの期間にわたって同時に携わる予定の設計業務（耐震診断業務、工事監理業務、設計意図の伝達業務を除く。特定後未契約のものを含む。）が、10件以下である技術者を配置できること。

⑷　建設企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）は、次の①から⑤までの要件を満たすこと。

①　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定を受けていること。

②　次のアからウまでの各工事に携わる建設企業は、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）がそれぞれアからウに示す点数以上であること。

ア　建築工事　1,200点以上

イ　電気設備工事　1,100点以上

ウ　暖冷房衛生設備工事　1,100点以上

③　建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合にあっては、いずれの建設企業においても上記①及び②を満たしていること。

④　次のアからエまでのいずれかの実績を有していること。ただし、国土交通省大臣官房官庁営繕部又は各地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事である場合は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「低入札工事」という。）以外の工事にあっては、工事成績評定点が65点未満でないことで実